

議案第 10 号

海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

海老名市長      内 野      優

提案理由

仕事と介護の両立支援に係る措置を講じたいため

海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「定める者」の次に「（第19条の2において「配偶者等」という。）」を加える。

第19条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第19条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- （2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- （3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

## 附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。